

令和5年度洞爺湖中島エゾシカ管理推進業務に係る提案書の評価基準表

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。		-
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たったの基本方針を記述すること。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、現地の状況を踏まえた妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。	
2 業務の実施方法										
	2.1 仕様書3-1業務内容		捕獲等について、時期・時間帯、場所、実施体制、従事者と役割分担、実施内容と実施方法、安全管理等を具体的に記載した実施計画(案)を提案すること。実施計画(案)には、各従事者の各捕獲手法の実施経験の有無についても明らかにすること。	必須	50	20	30	提案の内容が具体的かつ現実的であること。	現地の状況や経験を踏まえた提案内容で、なおかつ創意工夫があり、業務の目的達成に有効か。	
	2.2 追加的業務の提案		「仕様書3内容」に記載されている業務以外で、本業務の目的を達成するために有用な提案があれば記述すること。	任意	10	-	10		提案の内容が妥当で、業務の目的達成に資すると期待できるか。	
3	業務の実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	5	10	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。	
4 業務の実施体制										
	4.1 執行体制、役割分担等		業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	25	10	15	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	効果的、効率的な人員配置により、業務の更なる効果が期待できるか。	
				任意	5	-	5		業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。	
	4.2 従事者の実績、能力、資格等		業務に従事する者の類似業務の実績、本業務に関係する能力、資格等の資料を明示すること。また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	25	-	25	主たる従事者が二ホンジカ管理に関する業務実績や、本業務に必要な資格等を有していること。	基礎点以上に本業務を実施するに相応しい能力、資格、実績等を有する従事者が確保されているか。 主たる従事者については、二ホンジカ管理に関する業務に係る業務経験が5件以上ある場合は高く評価する。	
				必須	5	5	-	従事者に本業務に従事する十分な時間があると認められること。		-
5	組織の実績		二ホンジカの管理に関する業務の実績があれば、その件数、それぞれの概要を記載すること。(最大10件)	任意	25	-	25		受託した業務の実績件数に応じ、以下の通り加点する。 (最大10件まで) 1~2件:5点、3~4件:10点、5~6件:15点、7~8件:20点、9~10件:25点とする。 ただし、捕獲に関する業務がない場合は、実績件数にかかわらず5点とする。	
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中ではないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5		本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。	

<p>7 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況</p> <p>(女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。)</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるほし認定、えるほし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>	任意	5	-	5	-	<p>女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるほし・えるほし認定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるほし(※1) 5点 ・えるほし3段階目(※2) 4点 ・えるほし2段階目(※2) 3点 ・えるほし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 <p>※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定)</p> <p>※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定)</p> <p>若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p>
<p>8 企業等の賃上げの実施(事業年度(又は暦年)における賃上げ)</p>	<p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。 	任意	10	-	10	-	<p>表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。</p>
技術点小計			200	50	150	加点点数	
価格点			100			基礎点	
総計			300			価格点	
							50
							総合評価点

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀;5点、優;4点、良;3点、準良2点、可;1点、不可;0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可;0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。